

PTA総会で保護者の皆さんにお知らせしたかったこと

PTA 総会が書面審議となり、保護者の皆さんに直接お話ができませんでしたが、法律の改定があった「教職員の働き方改革の観点」、「臨時休業等に伴う授業時間数の確保の観点」並びに「コロナウィルス感染拡大・感染防止の観点」から、羽合小学校では今後次の見直し・変更を実施したいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

1 家庭連絡票の所見欄等の変更について

昨年度までは家庭連絡票に、担任が学期ごとに所見等の記載を行ってきましたが、個人懇談でお話ししている学校での様子と所見欄の内容が重複していることが多くありました。そこで今年度は、外国語、特別な教科道徳や所見欄等は3学期に、1年間のまとめとして記入させていただきます。

つきましては、学期末に行っていた個人懇談を3日間に増やし、お一人の懇談時間を15分と長くし、保護者の方へお子様の様子をしっかりとお伝えします。

(7月と12月に実施します。3月は個人懇談を希望される保護者のみとしました)。

また、今年度から法律の改定に伴い、教員の時間外勤務が著しく制限されることになりました。これまで家庭連絡票作成に多くの時間をかけていましたが、その時間を授業の準備や子どもの指導にあてたいと考えていますのでご理解ください。

2 水曜日の生活時程の変更について

今年度より水曜日の生活時程を短くし、4年生から6年生までは6時間目を作りました。この時間は月1回実施しているクラブ活動、委員会の時間に充てるとともに、残りの週2時間を授業時間数の確保並びに学力向上の時間に充てたいと考えています。6時間目の終了時刻は午後3時となり午後3時半までには下校となります。

3 PTA活動、学校行事等の見直しについて

新型コロナウイルスの感染が懸念され、1学期計画している全てのPTA事業を延期または中止も余儀なくされることも考えられます。その際はPTA役員の方と協議しながらマチコミ等で連絡しますのでご理解ください。

また3密(密閉・密集・密接)をなるべく避けるため、この度の卒業式や入学式に出席者の制限をかけて行ってきました。また、4月参観日の中止や運動会の延期等はお知らせしましたが、今後も同様の対応を図っていくことになると思いますのでご了解いただきますようお願いいたします。

4月27、28日の家庭訪問は予定通り行います

4月27日(月)から学校は、臨時休校になりますが、家庭訪問は予定通り行います。今回の家庭訪問は、学級担任が各家庭の場所を確認することが主なねらいです。無理にお仕事等の都合をつけてご家庭で待っていただく必要はありません。もちろん相談されたいことなどがあれば、担任にご相談ください。臨時休校が間近になってきました。各家庭で感染防止のための行動をとっていただきますようお願いいたします。